

校則の変更から見る生徒指導上の今日的課題 —小中学校の生徒指導担当者を対象としたアンケート調査から—

片山 紀子

The Contemporary Issue of Student Guidance from the Perspective of Amendment of School Rules: A Questionary Survey of Student Directors

Noriko KATAYAMA

Accepted June 16, 2022

抄録：2021年、近畿圏都市部にある5つの市の公立学校計1,036校の生徒指導主事（本稿では小学校においても一律に生徒指導主事と記す）を対象とした郵送方式によるアンケート調査を行った。その結果、414名から回答が得られ、回収率は40.0%であった。分析したところ、校則の変更はマイナーチェンジにとどまっていることがわかった。教員間の価値観にばらつきがあり、それが変更に至らない原因になっている。校則のマイナーチェンジは単に校則の変更が小さいものであるということだけではなく、別の視点から見ると子どもが学校から離れるのを見過ごしてしまっていることにもなる。ただ、その背後には生徒指導にかかわる業務が過剰にあることも要因としてあることもわかった。生徒指導をめぐる業務については精査が必要だといえる。

索引語：生徒指導主事，校則，マイナーチェンジ，生徒指導業務

Abstract: In 2021, I conducted a questionnaire survey of the school rules with 1,036 student directors of five cities in the Kansai Region through mail. A total of 414 responses were obtained with a response rate of 40.0%. The results of the survey indicated that the change of school regulations remained a minor change. The difference in the sense of values among teachers remains a bottleneck that prevents from bringing about a big change. If we overlook the circumstances of minor change of school rules, the children who are contemplating leaving the school would give up staying school. Contrarily, it must be understood that teachers also have excess work of student guidance, and it is important to investigate their student instruction duties.

Key Words: student director, school rule, minor change, student instruction duties

1. 課題設定

文部科学省は、平成 22 年版の『生徒指導提要』(2010)を見直しており、令和 4 (2022) 年の秋には 12 年ぶりに改訂版が出される見込みである。その「改訂試案」が令和 4 年 3 月 29 日に公開された。

本稿で研究対象とする校則について、平成 22 年版の『生徒指導提要』では、「第 7 章 生徒指導に関する法制度等 第 1 節の校則」に「校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています」、さらに「社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能をもつと解されています」とも記されている。

一方、令和 4 年 3 月の「改訂試案」では、同じく校則について「3.6.1 校則の運用・見直し」の項目 (1)「意義・位置付け」で、次のように記している。「校則は、(中略)児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には学校長により制定されるものです。校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます」。

一見すると、平成 22 年版の『生徒指導提要』から大きな変更はないようにも見えるが、(1)「意義・位置付け」に続いて記されている、(2)「校則の運用や項目」(3)「校則の見直し」(4)「児童生徒の参画」の箇所を確認すると、「改訂試案」そのものが子どもの権利を保障することをベースにしており、平成 22 年版『生徒指導提要』に比べ、一層子どもを主体にしたものになっていることが読み取れる。今後は、『生徒指導提要』の改訂によって校則の見直しが進むことも期待されよう。

さて、「校則」に注目が集まるようになったのは、大阪府立高校の女子生徒が、平成 29 (2017) 年に学校で茶髪を黒く染めるよう繰り返し指導された事案によるところが大きい。当該女子生徒は、頭髮指導の中で精神的苦痛を受けたことを理由に、大阪府を相手取って慰謝料などを求めている。これに対して令和 3 (2021) 年 2 月 16 日、大阪地方裁判所で判決が下された。大阪地裁の判決は、教室に席を置かないなどの指導については違法性を認め、府に賠償を命じたが、指導の染色や脱色を禁じる校則や教員による頭髮指導については適法とし、高校段階の校則について幅広く学校の裁量を認める過去の司法判断を踏襲した。

判決自体は、平成 22 年版の『生徒指導提要』の考え方と齟齬はなく、「校則等が学校教育に係る正当な目的のために定められたものであって、その内容が社会通念に照らして合理的なものである場合には、裁量の範囲内のものとして違法とはいえないと解するのが相当である」とする判決内容も、これまでの判例を踏襲したものであった。一方、原告はその後控訴し、大阪高等裁判所が学校の頭髮指導に違法性はなしとしたため (令和 3 年 10 月 28 日控訴棄却)、校則や指導のあり方を不服とした原告は、最高裁に上告 (同年 11 月 11 日) している。頭髮の黒染めのような厳しい校則は、「ブラック校則」と呼ばれ (荻上・岡田 2018)¹⁾、高等学校段階の校則のみならず、小中学校のそれも含めて一般社会からの関心は高い。

さて校則に関する先行研究はいくつか見られるが²⁾、校則の運用をめぐる生徒指導主事をその研究対象として取り上げた先行研究は、管見の限り見当たらない。かつて拙稿「求められる生徒主事像とは」(2010)³⁾で、生徒指導主事に何が求められるのかについて検討したことはあるものの、令和時代の校則について生徒指導主事が抱えている困難や生徒指導にかかわる課題を検討したものではない⁴⁾。

そこで、本稿では校則の変更を検討課題に据えつつ、そこから見える生徒指導の抱える今日的課題について明らかにしたいと考え、各学校で校則やその指導に関して中心的立場にある生徒指導主事にアンケート調査を行うことにした。なお、冒頭で高等学校段階の頭髮指導についてふれたが、本稿は小中学校等の義務教育段階の校則を対象としたものであり、高等学校段階のそれは含んでいない。

研究方法としては、近畿圏都市部にある公立小中学校および特別支援学校の生徒指導主事を対象(小中一貫校等含む)に、自由記述を含むアンケート調査を行い、それらをもとに校則の変化や生徒指導主事の抱える課題について検討した。なお、各校のプライバシー保護に配慮して、対象自治体および学校名を頭名にしていない。並行して、校則をなくした中学校(西郷 2019)として知られる、東京都世田谷区桜丘中学校において西郷前校長が校長として在職していた2020年1月に対面でインタビューを行い、退職後の5月にはzoomにて追加のインタビューを行った。さらには西郷前校長退職後の学校の変化を確認するため、2021年11月に再度訪問し、副校長へのインタビューを実施した。

ここで、本稿で用いる用語「生徒指導主事」の指すところについて補足しておきたい。中学校においては、「学校教育法施行規則」第70条により、生徒指導主事が置かれることになっているが、小学校等では法令上同様の位置づけがなされているわけではない。とはいえ、小学校においても類似の分掌が置かれており、しかもその名称は自治体によってそれぞれ異なっている。このため、本稿では公立小中学校および特別支援学校等で、生徒指導の中心的立場にある者を一括して生徒指導主事と記載する。

2. 校則指導を含め、生徒指導が転換を迫られる背景

校則指導やその他生徒指導について転換が迫られる背景には、法や国の施策の変化、人権意識の向上、人々の意識の変容等が考えられる(片山・藤平・宮古 2021、・片山 2021)。令和4年版『生徒指導提要』の「改訂試案」でも、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」の趣旨が明確に反映されるなど、子どもの権利が重視されるようになってきたことが大きい。

ただ、そのほかにも法改正などいくつか理由が考えられる。たとえば平成18(2006)年に「障害者の権利に関する条約」が、国連総会で採択され、平成19(2007)年にはわが国もこれに署名したが、その第24条を受け、「個人に必要とされる合理的配慮が提供される」ことが、大人と同様に子どもにも求められることとなった。多様な子どもが教室にいることを、特別支援に携わる特定の者だけでなく、すべての教職員がごく普通に意識し、当たり前のこととして対応していかななくてはならない時代に入っている。

平成27(2015)年になると、文部科学省はLGBTに悩む子どものことを踏まえ、「性同一性

障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知を出し、性同一性障害の問題に踏み込んだ。その翌年平成 28（2016）年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（略称 普通教育確保法）」も成立し、不登校児童生徒への見方や対応はそれまでのものから大きく方向転換した。

さらに、生徒指導と直接関係しないが、平成 30（2018）年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人労働者の受け入れを拡大する新たな在留資格「特定技能」が創設されるなどした。このため長期的スパンで見れば、今後はさらに一層、外国人児童生徒が流入することが予測され、こうした児童生徒に対してどのような校則を求めることができるか、今後は検討が必要となってくる。

そのほか令和 3（2021）年には、子どもに対するわいせつ行為やセクハラ行為等で処分される教員の増加を受けて「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」も成立した。法制化の有無にかかわらず子どもに対する性暴力は許されるものではないが、法の成立によって教員の行動にはより厳しいものが求められ、校則指導を含む生徒指導の際には一層の配慮が必要となる。

しかも、これら法や通知等に並行して、子どもや保護者の価値観、社会一般の学校へ向けた視線はわれわれが頭の中で考えるよりドラスティックに変化している。拙著『日米比較から考えるこれからの生徒指導』（片山・藤平・宮古 2021）で指摘したように、学校はかつてのように子ども達を学校に合わせようとする同化主義的価値観から脱し、少数者も尊重する多文化主義の時代を意識する時代、言い換えると子どもの多様性を認めるとともに、それらを排除するのではなく、最大限包摂していく時代、すなわち「ダイバーシティかつインクルージョン」の時代に突入している。こうした背景を受け、校則指導を含めて生徒指導には転換が迫られる状況にある。

3. 研究方法

調査は、令和 3（2021）年 11 月上旬～12 月中旬にかけて行なった。近畿圏都市部にある 5 つの市の公立学校計 1,036 校（内訳：小学校 675 校、中学校 314 校、義務教育学校 8 校、特別支援学校 39 校）の生徒指導主事（本稿では小学校においても一律に生徒指導主事と記す）を対象とした郵送方式によるアンケート調査である。生徒指導主事の立場にある者は各校 1 名のため、アンケート対象者はアンケート配布校と同じ 1,036 人ということになる。回収の結果、414 名から回答が得られ、回収率は 40.0%であった。なお、質問項目の概要は下記の通りである。質問項目（1）および（2）は選択回答形式、質問項目（3）～（6）については選択回答形式と自由記述回答形式の組み合わせとした。

なお本研究では分析過程において、アンケート調査の回答文書から得られたデータをコーディング化することによって概念を抽出することに適している、質的データ分析（佐藤 2008）とそのソフト（MAXQDA2022）を使用した。

質問項目（1） 回答者（生徒指導主事）の所属校種はどこか。

- 質問項目 (2) 回答者（生徒指導主事）の年代はどれか。
- 質問項目 (3) 近年、校則を緩くしたり、厳しくしたりしたことがあったか。あれば具体的に教えてほしい。
- 質問項目 (4) 生徒指導主事として困っていることがあるか。あれば具体的に教えてほしい。
- 質問項目 (5) 教員の指導から外してもよいと考える生徒指導はあるか。あれば具体的に教えてほしい。
- 質問項目 (6) 生徒指導主事として、今後勉強したいことや受けた研修はあるか。あれば具体的に教えてほしい。

4. 調査結果

質問項目ごとに、以下 (1) から (5) に調査結果を示す。

(1) 学校種による生徒指導主事の年代の違い（質問項目 1 および 2）

生徒指導主事を担う者の年代は、図 1 に見るように 32 歳以下 13.3%、33～42 歳 51.1%、43 歳～52 歳 21.0%、53 歳以上 13.7%、無回答 1.0% であった。近畿圏都市部における生徒指導主事の年代は、33～42 歳代が中心となっていることがわかる。13.3% は、32 歳以下の若年層教員であったものの、少数であることから一定の教職経験がないとその職に就いていない傾向にあるといえる。なお、分析に当たっては、校種（主として小学校と中学校）で比較し、その違いについても検討したが、大きな差異は見られなかった。

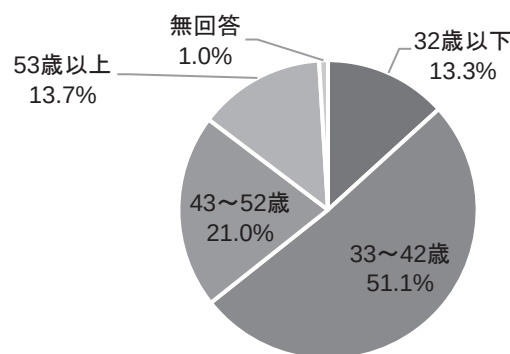


図 1 生徒指導主事の年齢

(2) 学校における校則の変化（質問項目 3）

校則に変更があったかどうかについては、「校則に変更があった」という回答が 58.8% で過半数を超えた。変更した学校のうち、規則を「緩和化した」か、「厳格化した」か、あるいは「明確化した」かを記述から分類した。すると、図 2 に見るように「緩和化した」学校が 68.9% と、7 割近くを占めることがわかった。

「緩和化した」具体的な内容を見ると、気候が以前とは異なってきたため制服の移行期間をな

くしたり、防寒具の着用を認めたりする学校が多かった。あるいは靴下の色やワンポイントの許可、制服についてはLGBTにかかる子どもへの配慮から、スカートやズボンを自由に選べるようにしたところも見られる。特に新型コロナの影響によって、「コロナ感染症対策のため、窓、扉を開放しているため、防寒対策として、上着や膝掛けの使用を認めるようにした」などの変更が目立った。

しかし詳細に記述内容を確認すると、「靴下の色が白から黒」、「無地からワンポイントありも可」とする変更など、マイナーな変更が多くを占めていることがその特徴として捉えられた。中には「ポニーテールをOKと変更した」学校や、「前髪の長さが今まで『まゆ毛にかからない』から『眼にかからない』に変更予定」「女子生徒のインナーの指定緩和」をした学校など、社会一般とはずれが大きいのではないと思われる緩和化の事例も少なくなかった。

一方、「厳格化した」校則には、「コロナ禍ということもあり、一時的ではあるが、マスクの着用について、手を洗う時のルール、距離のとり方、黙食など厳しく決めている」など、新型コロナの影響を受けたことによる、マスクや給食等に関するものがほとんどであった。そのほか「子ども同士のトラブルを受けて遊び場に制限を加えた」などもあった。

また「明確化した」ものについては、「早めに登校すると教員が出勤していないところでトラブルが起きるため、8時までは登校しない」など登校時間を明確に指定した学校などが見られた。

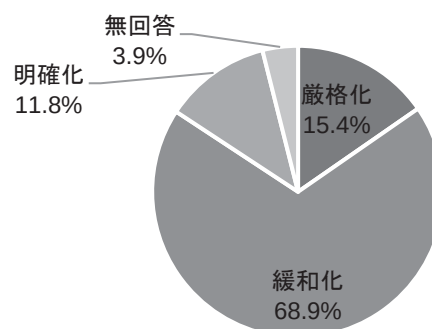


図2 校則変更の方向性

(3) 生徒指導主事の抱える困難（質問項目4）

校則の運用で生徒指導主事として困っていることがあるかどうかは、下記の図3に見る通りで、65.8%が「ある」と答えている。その理由を記述回答から見ると、校内の意思の統一が難しいという意見が筆頭に目につく。具体的な記述内容として「教職員によって意識の差があり、厳しい先生、優しい先生と区別される」「先生によって考え方がちがう。厳しくしたい先生、緩くてもいいと思う先生など、正解がないからこそ難しい」などが多くを占める。

また、小中学校による違いも見られ、「小学校では、『学校生活のきまり』として年度当初に児童・保護者に（文書で：注筆者）伝えています。伝えている内容が少ないこともあり、児童・保護者の判断部分が多くなります。すると学校側として望ましくないこともあり、保護者には理解が得られず苦しいです」に見るように、校則として一定程度明確に示し、また学年団を中心に組織的に指導を行う中学校に比べると、小学校ではそもそも規則が曖昧で、その対応が学級担任に委ねられるためか、小学校の方が対応に苦慮している様子も窺えた。

さらには、保護者との意見の食い違いに関しても苦労している記述も多い。具体的には、「近年、特に校則やその運用に関して変更はないが、その内容の解釈の仕方が児童や保護者によって異なるケースが増えてきているので見直しは必要。これまで『あたりまえやろ』と思っていたことが、『あたりまえ』と感ぜない保護者が増えてきている、これが厄介です」「厳しい指導をすると親が出るのなら、もうそこまでしなくてもいいやんという気持ちになってしまう」「中学校と小学校での校則に関する意識のギャップがある。中学校は年々厳しくしているように感じるが、小学校では、現在の時代の流れにあるように、厳しくはできず、子どもや保護者をお願いするような形になっている。『中学校になったら守る』というように小学校の時は大丈夫だと言う保護者がいて困る」といった、学校の思いと保護者の見解が食い違うことに苦慮する意見も見られた。

校則変更に躊躇する生徒指導主事からは、「校則を多様性の考えに沿って、変えようとしているが、それによって落ち着いた校内生活が崩れないかと心配している」「マスコミ、SNSの影響で、指導がしにくくなる」「全てを自由に、教師が学習指導だけをするのは楽である。そこで生じる成長の課題は、家族か地域が責任をとる形となることを理解しない報道、投稿、それに振り回される教育界という循環の中で、指導することの難しさ（がある：注筆者）」といった記述があり、世間の声を意識した意見も少なくなかった。

気になるのが「他校とある程度、同じようなスピードで、行っていくこと（本校だけ、突出しないように）」という横並びを意識した意見である。裏を返せば、教育委員会等のトップダウンを待たなければ難しいということかもしれない。

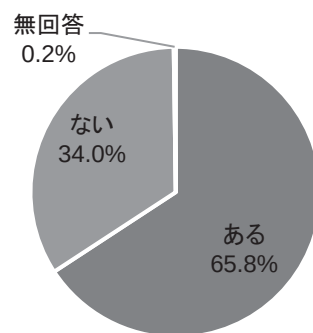


図3 校則の運用で困りがあるか

(4) 教員の指導から外しても良いと考える生徒指導（質問項目5）

以下表1（質問項目5に対応）および表2（質問項目6に対応）については、佐藤による質的データ分析法（2008）およびQDAソフト（MAXQDA2022）を用いて整理した。得られた記述による回答を文書化し、逐語録化したテキストデータをセグメント化し、そのあと定性的コードを割り当て、オープンコーディング化した。それらを抽象度の高い焦点的コードに置き換え、それらのコードから概念的カテゴリーを生成した。

表1は、「教員の指導から外してもよいと考える生徒指導」が「ある」と答えた56.4%のうち、記述により具体的な仕事内容を記した233の回答について、上記の質的データ分析を行なったものである。その結果、焦点的コードは「従来の生徒指導」「増え続ける生徒指導」「仕事時間

超過」「仕事領域超過」に分類された。概念的カテゴリーには、「過剰になっている生徒指導」が生成された。

以下、これら焦点的コードについて説明を行う。第一の焦点的コードは、「従来の生徒指導」であり、従来からごく当たり前になされてきた校則指導や給食指導が、生徒指導主事から必要ではないかとみなされ、生徒指導主事の意識が以前とは変わってきていることが窺えた。第二の焦点的コードは「増え続ける生徒指導」である。近年は、GIGA スクール構想が前倒しされ、

表1 教員の指導から外してもよいと考える生徒指導の仕事

概念的 カテゴリー	焦点的コード	定性的コード	根拠となるデータ（抜粋）
過剰になっ ている生徒 指導	従来の 生徒指導	校則指導・ 給食指導・ 部活指導	・校則はすべて不要。指導しなくてもよいと思っています。マナーの指導は必要ですが。 ・偏食や少食、牛乳を飲まない、児童も増えており、給食が嫌で登校を渋る子も少なからずいる。担任個人の裁量によるところが大きくなり、なかなか難しいところがある。各家庭の考え方も多様化してきている。 ・教科指導に加えて部活動指導もすると、時間外労働は増加し、休日も勤務しに来ることを余儀なくされる。負担大。家庭での時間も大切にしたいと考えられる先生も多い。
	増え続ける 生徒指導	不登校	・不登校の子どものお迎え、送りなど負担である。
		トラブル対応 (いじめ含む)	・放課後のトラブルについての対応と指導。児童や保護者からの訴えが多々あり、学校で話をきくことが多い。
		SNS 指導	・スマートフォン SNS 関係の指導。事案のすべては犯罪行為である事を前提に、指導は教師ではなく、警察、親の役割。指導は一切関与しない体制・法的な系列を国はつくるべきである。スクールロイヤーやポリス的な存在は必要で、専門的に指導をする対策をとるべきである。現状は異常であると認識すべきである。
	仕事時間超過	時間外指導	・朝、勤務時間前の登校指導。 ・夕方の校区巡視。
	仕事領域超過	保護者対応	・保護者の理不尽なクレーム対応。
		管轄領域の 曖昧さ	・放課後のことについては、家庭にまかせたい。 ・休日に起こった児童のトラブルの対応。 ・地域からの苦情対応など、学校の外で起こったことに対してどこまで学校の教師が責任をもつのか。 ・外泊や深夜徘徊については、学校でのルールとして明文化していくのではなく、家庭内でのルールとして取り扱っていくべきではないかと考えている。 ・今、学校は家庭や地域で本来すべき指導についても背負いすぎて本来行われるべき指導に向き合えていない状況があるように感じている。
		周辺部分の雑務	・ネットパトロール ・給食のアレルギー調査やその見守り ・徴収金（学年諸費・給食会計）

一人一台のタブレットが配布されたことも、生徒指導主事にとっては新たな仕事が増すことになっていた。ICTの活用が求められるその一方で、タブレットはいじめの温床となる可能性もある。SNS等でのいじめに加え、タブレットの使用によって以前より負担が増しているのである。しかもタブレットはスマホと違い、学校が配布しているので関与の度合いや責任の所在が違うことに加え、そもそも教員がICTの専門知識を備えているわけではないこともあって負担に感じている。第三の焦点的コードは、「仕事時間超過」である。正式な就業時間の前から登校指導をしたり、夕方に勤務時間を超えて近隣をパトロールしたりもしていた。第四の焦点的コードは「仕事領域超過」で、徴収金の会計作業をはじめ、給食のアレルギー対応やネットパトロールなど、本来の仕事とはいえない仕事まで担わされていた。

(5) 生徒指導主事が受けた研修（質問項目6）

「生徒指導主事（生徒指導主担当者）として、今後ご自身が勉強してみたいことや受けた研修はありますか」に対して67.2%が「ある」と答えた。「ある」と答えたうち、記述回答が得られた279についてその内訳を表2に示した。分析の結果、焦点的コードは「現状の課題解決」「法

表2 生徒指導主事が受けた研修

概念的 カテゴリー	焦点的コード	定性的コード	根拠となるデータ（一部抜粋）
深さの異なる多様な研修	現状の課題解決	いじめ・虐待・SNS・非行・不登校・ヤングケアラー・保護者対応・校則	・児童の非行防止の為の手立てや実践について。 ・「校則を守る」を実現するためには、どのような指導が大事なのか具体的な指導方法を勉強したい。 ・いじめ対応で良い結果に結びついた実践例など。 ・不登校生に対する、対応について。フリースクールや、放課後ディサービス、サテライトに通っている子どもがいるが、見学に行ってみたい。 ・関係機関（警察、裁判所、児相）との連携の取り方やそれぞれの仕組み。
	法律や海外事例など専門的知識	法律・スクールロイヤー・海外の事例	・スクールロイヤーによる法律上の注意点。 ・刑法などの法律や対応テクニック。 ・学校関係の裁判の判例。 ・海外の校則と、校則を守らない場合の対応。 ・家庭（地域）でやるべきことと学校で指導すべきことの線引き。もしその線引きや役割分担ができたならそれをスムーズに進めるための方策について。
	組織のつくり方	他校の実践事例・教員へのアプローチ	・校則については、日本全体で考えたい。他府県の校則も知りたい。 ・児童中心が主体となって学校のルールを考えたり、実践したりする取り組みをしている実践例があると知りたい。 ・生徒指導やコミュニケーションに鈍感な教員が増えているので、そのような教員にどのようにアプローチすれば良いか。 ・組織的な生活指導体制づくり。 ・教職員のあらゆる面での情報の共有の仕方。

律や海外事例など専門的知識」「組織のつくり方」に分類された。概念的カテゴリーは、「深さの異なる多様な研修」で、目の前のトラブルに対する研修、専門的知見を得る研修、そして組織の構築にかかわる研修まで、深さの異なる研修を欲していることがわかる。

以下、焦点的コードについて記す。第一の焦点的コードは「現状の課題解決」である。いじめ・虐待・SNS・非行・不登校・ヤングケアラー・保護者対応・規則といった、目の前の課題に対する解決に向けた研修が必要とされていた。第二の焦点的コードは「法律や海外事例など専門的知識」である。法律に基づく対応や具体的事案の判例、海外の校則に関する事など専門的知識を欲していた。第三の焦点的コードは「組織のつくり方」で、生徒指導をうまく機能させるために組織をどうつくったらよいのかに関する知見を生徒指導主事は欲していた。組織づくりに対する関心は高い。

5. 考察

(1) 調査時点では校則はマイナーチェンジ

調査時点において、生徒指導主事は校則や決まりは子どもの安心・安全に必要なものであると考え、それに貢献している自負があることが把握できた。それゆえ、校則に対する社会からの厳しい視線が厳しくなり、外圧が増すことによって指導がしにくくなっていることに苛立っていることが窺えた。これまで通り学校が生徒指導主事を中心に、旧来のやり方を維持しながら指導すれば、子どもや保護者と教師や学校の間に溝を生じることになり、その一方で指導から撤収しようとするれば今度は子どもの安心・安全が保障できなくなる。こうした狭間で、生徒指導主事は戸惑いながらも、学校外からの圧力もあって、校則の変更は進んでいた。ただし、少なくとも調査時点ではその変更はマイナーチェンジにとどまっていた。たとえば、靴下の色の範囲を広げたりワンポイントを認めたりと言った変更である。校則に対する外圧に比すれば、現状では緩やかな動きといえ、大きな変革には至っていない。

その根本原因は、職員室を構成する教職員の価値観のばらつきと、そのばらつきを埋められないことにあった。年配教員を中心に校則の見直しや変更に抵抗を感じる教員が多くいることが、複数の生徒指導主事によって指摘されており、そのことが校則変更のネックになっている。教職員間の価値観のばらつきの大きさを前にして、具体的にどう動いてよいのかが見えず、大きな改訂には至っていないのである。

それらを解決するには「大きな声の教員」に左右されることなく、学校内においては少なくとも教職員が安心して議論できることが重要である。教職員同士が互いの違いを認め、相互承認し合い（片山・太田・森口 2021）、議論しあえる空気を欠くと、発達障害を抱える子どもやLGBTの子ども、文化的に剥奪されている子ども、敏感な子ども等は、そもそも不安定な状態にあるため、教職員間の関係による影響を受けたり、校則指導のあり方に敏感に反応したりする。この点、注意を要する。

校則を守らせる指導については従来から行われてきたものであり、生徒指導部の主たる仕事でもあるため、多くの学校で日常的に取り組んできたものである。しかし、今回の調査で見たように、生徒指導主事にもその指導に疑問をもつ者が出始め、変化への萌芽も見られた。そこで、

仮に規則を最小化すれば学校はどうなるのか。学校は本当に一部の生徒指導主事が案じるように混乱するのであろうか。

そうではなく、教員が子どもを過剰に監視したり、守らせようとしたりして無駄なエネルギーを使う必要がなくなるのではないか。それは子どもにとっても同じで、理に合わない校則に悩むことから解放され、余計な負担がかからなくなるのではないか。万一子どもが違法な行為を行ったり、授業を妨害したりするようなことがあれば、毅然と生徒懲戒を行えばよいし、必要に応じて警察と連携したらよいのではないか（片山・藤平・宮古 2021）。

このまま校則の変更がマイナーチェンジにとどまれば、理に合わない校則に抵抗を感じる子どもが基本的人権を保障されず脇に置かれたままとなり、学校から退却する子どものスピードに追いつかない。さらに気になるのが、学校の選択が一定程度可能な高等学校よりも、選択の余地が極めて少ない小中学校段階の方がより影響が深刻だと思われることである。アンケートの回答には「教育委員会なり、市なりが（校則の方向性を：注筆者）一定程度示して欲しい」という声もあったが、今後『生徒指導提要』が改訂されることによって、教育委員会の姿勢が変わることを期待したい。

（2）一層必要となる説明力

学校が今後多様な子どもを前にして、ダイバーシティかつインクルージョンを目指せば、全方位かつボーダレスに周りから承認を得ることが求められる（片山・藤平・宮古 2021）。ダイバーシティかつインクルージョンを基軸とすると、誰に対してもわかる説明、あるいは誰をも納得させることのできる説明が必要であり、ミニマムな校則に落ち着かざるを得なくなる。子どもの安心・安全や人権を保障し、全方位かつボーダレスに周りから承認を得るには、どの子に対してもあるいは保護者に対しても、なぜその規則が必要なのか、その根拠を説明できなければならない。「改訂試案」が示すように規則をホームページで示すこともしなければならない。さらには毎年それを地域住民や弁護士等含めて議論し、見直す必要もある（片山 2005・片山 2008）。

この点、東京世田谷区立桜丘中学校が一つの例ではあるが、参考に値する（2020年1月および同年5月西郷前校長にインタビュー、2021年11月学校訪問および副校長にインタビュー）。桜丘中学校は、西郷前校長在任時から「校則をなくした学校」として知られ、全国的にも名前が知られた中学校である。この中学校では、服装も授業への出席に関しても他校では考えられないほど緩く、多くの子どもを包摂する姿勢を貫いている。

校則をなくす取り組みを開始した西郷前校長から、その体制を引き継いだ現校長は副校長らとともに見直すところは見直しながら、以前からの方針は大きく崩していない。齟齬のないよう引き継ぎ、先人が切り開いた理念を大事にしながらも異動で入れ替わった教職員との話し合いを通して、スムーズな生徒指導を行っている。引き継いだ副校長はインタビューで、「不都合が生じれば、その都度みんなで考えて、直したら良い」と語ったが、その語りこそが当校の現在の姿勢を物語っている。

繰り返し議論することを通して理論立てて考える思考回路が身につく、保護者や外部に対しても相手を尊重しながら話をしたり、理路整然とした説明ができるようになったりするのはないだろうか。桜丘中学校の実践事例は、校則を変更したとしても、あるいは細かな決まりをなくしたとしても、当初は若干混乱するかもしれないが、教職員間で創造的な解決を目指した議論さえ欠かさなければ、その混乱は長く続くわけではないことを示している。今後、各学校

で校則の改訂に向けて議論する際の参考となろう。

(3) 求められる生徒指導業務の精査

各国教員業務を調査した OECD の国際教員指導環境調査 (TALIS) の結果が公表された 2014 年以降、教員の仕事量が多いことや教員不足については取り沙汰されることが多いが (青木 2021・妹尾 2020・朝比奈 2020 等)、本アンケート調査からも多くの生徒指導にかかわる仕事が過剰にあり、その背景を改めて理解することができた。従来行ってきた生徒指導に加えて、新たに加わった SNS のいじめ対応等を含む生徒指導業務が増え続け、仕事時間や仕事の領域が拡大している。周辺の曖昧な仕事も担っており、ネットパトロールなど本来教員が担うべき業務とはいえないものもある。

文部科学省は、2019 (平成 31) 年 3 月 18 日「学校における働き方改革に関する取組の徹底について (通知)」において、登下校中や夜間の対応、学校徴収金は学校の業務から外すことを認めている。にもかかわらず、アンケートからはいまだに登下校中や夜間の対応、学校徴収金の業務など継続して行われていることが見えた。働き方改革は思ったようには進んでおらず、学校にもよるが生徒指導の多くもこれまでとあまり変わっていない。教員に時間的な余力、体力的な余力、精神的な余力がなければ、校則がマイナーチェンジにとどまったとしても不思議ではなく、校則について議論する気運すら高まらないのも理解できよう。

そうした厳しい環境下に置かれた生徒指導主事が望む研修は、回答によれば幅広く多様ではあったが、法の知識や海外事例から得られる知識等、専門的知識を欲する傾向が見られた。これまでは見られなかったような多様な問題が学校現場で日々発生していると同時に、学校と社会のボーダレス化に伴って専門性を要する問題に現場は晒されている⁵⁾。裏を返せば、あまりにも幅広い力が教員に求められていることの表れともいえる。

ここでわが国の令和 3 年度の文教関係の予算を確認すると、4 兆 216 億円で前年比 87 億円の減であったが、令和 4 年度の予算は 4 兆 64 億円でさらに少なくなっている (財務省 2021)。こうした教育に投じる公的支出の割合がわが国は先進国の中で最低水準であることに加え、国民が公教育に支出を投じることを好まない背景もあって (中澤 2014)、教育関連の財源が増える見込みは今のところない。

すぐに人を増やすことは難しい状況にあることは認めざるを得ないが、そうであればなおさらまずは抱え込みすぎた生徒指導の業務を精査して整える必要があるのではないか。今行われている生徒指導に関わる業務が、校則指導含めて教員の仕事として適切なのか原点に立ち戻って考える必要があろう。教員の持つエネルギーは限られており、生徒指導についてもどこに力を注ぐのかを精査し、何にエネルギーを注ぐべきか、改めて考える必要がある。教員確保や質の担保 (片山 2022c) の点からも看過できないことであるといえよう。

6. 結語

生徒指導主事を対象にアンケート調査を行った結果、令和 3 年 11 月上旬～12 月中旬に行った調査時点では校則の変更はマイナーチェンジにとどまっていることがわかった。教員間の価値観

にばらつきがあり、それが変更を妨げるネックとなっていたのである。校則のマイナーチェンジは単に校則の変更が微細なことにとどまるだけではなく、視点を変えれば「こども基本法」でも示された子どもの基本的人権が保障されず、子どもが学校から離れるのをみすみす見過ごしてしまっていることになる。ただ、その背後には生徒指導の仕事が過剰に多いことも要因としてあることがわかり、生徒指導の仕事については精査が必要だといえる。『生徒指導提要』の改訂に伴い、校則含めて生徒指導のあり方がどう変わっていくのか、今後も包括的な視点から注視していきたい。

注

- 1) 荻上・岡田（2018）は、ブラック校則について「データから見るブラック校則」荻上チキ・内田良『ブラック校則 理不尽な苦しみの現実』において、「単に明文化されたおかしい校則のことを指すのではない。現場の裁量や校長の指針によって、急遽ルールが設けられ、子どもたちをしばるようなものも含められる。また、ただルールがあるだけではなく、それが理不尽な仕方、指導という名のもとに子どもたちに押し付けられる。そこに子どもたちや保護者が納得できるような説明がないことが多い」と説明している。
- 2) 先行研究に、代表的なものとして坂本秀夫『校則の研究』三一書房、1986。片山紀子「アメリカの生徒用ハンドブックをめぐる歴史的考察と今日的意義」『大阪女子短期大学紀要』第29号、2005、pp.59-68。片山紀子『アメリカ合衆国における学校体罰の研究 - 懲戒制度と規律に関する歴史的・実証的検証 - 』風間書房、2008。片山紀子「アメリカの生徒懲戒制度に見る近年の傾向 - 社会経済的に不利な立場にある子どもを視野に - 」『アメリカ教育研究』第31号、東信堂、2021、pp.1-18 などがある。さらに近年の研究としては、荻上チキ・内田良『ブラック校則 - 理不尽な苦しみの現実』東洋館、2018 ほか、内田良『月刊生徒指導』1月号、2021。大津尚志『校則を考える』晃洋書房、2021 などがある。
- 3) 片山紀子・大村優・関貫林太郎・涌井陽介「求められる生徒主事像とは」『京都教育大学紀要』京都教育大学、第117号、2010、pp.17-34 に記している。
- 4) 東京都教育委員会によれば、東京都立高校では2022年度に、学校の理不尽なルールを全廃し、ホームページで校則を公開することとなった。ただしいずれにしても高等学校段階のものであり、本稿が対象とする小中学校段階のものではない。
- 5) この点、多職種間連携を促進する必要があると考えている。学校のスタッフの多くが教員から成る現状の体制では、多様な子どもの安心・安全を保障することは難しく、今後は多職種間の連携を視野に入れながら検討を進める必要がある。これについては別稿にて記す。

引用文献

- 青木栄一『文部科学省・揺らぐ日本の教育と学術』中公新書、2021、pp.177-191。
朝比奈なを『教員という仕事・なぜ「ブラック化」したのか』朝日新聞社出版、2020、pp.18-68。

- 片山紀子「アメリカの生徒用ハンドブックをめぐる歴史的考察と今日的意義」『大阪女子短期大学紀要』第29号、2005、pp.59-68.
- 片山紀子『アメリカ合衆国における学校体罰の研究 - 懲戒制度と規律に関する歴史的・実証的検証 - 』風間書房、2008、pp.198-215.
- 片山紀子・藤平敦・宮古紀宏『日米比較で考えるこれからの生徒指導』学事出版、2021、pp.10-30、pp.135-156.
- 片山紀子・太田肇・森口光輔『職員室をつくる承認の科学』ジダイ社、2021、pp.118-119.
- 片山紀子『持続可能な生徒指導への転換』『月刊生徒指導』4月号、学事出版、2021、pp.25-29.
- 西郷孝彦『校則なくした中学校 たったひとつの校長ルールー 定期テストも制服も、いじめも不登校もない！笑顔あふれる学び舎はこうしてつくられた』小学館、2019.
- 佐藤郁哉『質的データ分析法・原理・方法・実践』新曜社、2008.
- 妹尾昌俊『教師崩壊・先生の数が足りない、質も危ない』PHP 研究所、2020.
- 財務省 有利主計官「令和4年度文教・科学技術予算のポイント」2021年12月.
- 中澤渉『なぜ日本の公教育費は少ないのかー教育の公的役割を問いなおす』勁草書房、2014.
- 文部科学省『生徒指導提要』2010、pp.192-193.
- 文部科学省『生徒指導提要』（改訂試案）2022年3月29日、pp.75-77.

参考文献

- エイレン・N・アーロン著 明橋大二訳『ひといちばい敏感な子』1万年堂出版、2015.
- 荻上チキ・岡田有真「データから見るブラック校則」荻上チキ・内田良『ブラック校則・理不尽な苦しみの現実』東洋館出版社、2018.
- ダン・ローティ著 佐藤学監訳、織田泰幸・黒田友紀・佐藤仁・榎景子・西野倫世訳『スクー ルティーチャー・教職の社会学的考察』学文社、2021.
- 土井隆義「ネット・メディアと仲間関係」佐藤学・秋田喜代美・志水宏吉・小玉重夫・北村友人編『岩波講座 教育 変革への展望3 変容する子どもの関係』岩波書店、2016.
- 薬師実芳・笹原千奈未・古堂達也・小川奈津己『LGBT ってなんだろう・からだの性・こころの性・好きになる性』合同出版、2014.

謝辞：ご多忙の中、調査に協力いただいた生徒指導主事の先生方および調査を許可していただいた近畿圏の5つの市教育委員会、インタビューに応じていただいた世田谷区立桜丘中学校西郷前校長、副校長に感謝申し上げます。

本研究は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）課題番号：19K02705の研究成果の一環である。